国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程新旧対照

改 正 正 前 後

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員 就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業 規則」という。)第23条の規定に基づき、定年 により退職した教職員の再雇用に関する事項を定 めることを目的とする。

(対象者)

- 第2条 再雇用の対象となる教職員は、次の各号に|第2条 再雇用の対象となる者は、次の各号に定め 定める者とする。
 - (1) 就業規則第22条第1項第2号又は第3号の 規定により定年退職した者
 - (2) 就業規則第22条第1項第2号又は第3号の 規定による定年退職後に引き続き国立大学法人 京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成1 8年達示第21号)による特定有期雇用教職員 として雇用され、当該職を任期満了により退職 した者

(再雇用の方法)

- を希望した場合であって、当該者が就業規則第2 4条第1項各号のいずれにも該当しない場合に行
- 2 前項の規定は、第6条の規定により任期を更新す る場合も同様とする。

(任期)

第4条 再雇用の任期は、4月1日から翌年3月3|第4条 再雇用職員の任期は、4月1日から翌年3 1日までの1年を超えない範囲内において定める。

(試用期間)

第5条 再雇用された教職員(以下「再雇用職員」 という。)には、試用期間を設けないものとする。

総則 第1章

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員 就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業 規則」という。) 第23条の規定に基づき、教職 員等の再雇用に関する事項を定めることを目的と する。

(対象者)

- る者とする。
 - (1) 就業規則第22条第1項第2号又は第3号の 規定により定年退職した者
 - (2) 就業規則第22条第1項第2号又は第3号の 規定による定年退職後に引き続き国立大学法人 京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成 1 8年達示第21号)による特定有期雇用教職員 として雇用され、当該職を任期満了により退職 した者
 - (3) 京都大学(以下「本学」という。)からの推 薦により課長級の職員として登用され、本学以 外の国立大学法人等を定年退職した者

(再雇用の方法)

- 第3条 再雇用は、前条に規定する対象者が再雇用 第3条 再雇用は、前条に規定する対象者が再雇用 を希望した場合であって、当該者が就業規則第2 4条第1項各号のいずれにも該当しない場合に行 う。
 - 2 前項の規定は、第6条(第21条第1項において <u>準用する場合を含む。)</u>の規定により任期を更新 する場合も同様とする。

(定義)

- 第3条の2 再雇用の教職員等は、次の各号に掲げ る者の区分に応じ、当該各号に定める職員とする。
 - (1) 1週間(日曜日から土曜日までとする。次号 において同じ。) につき35時間、1日につき 7時間の所定労働時間で再雇用される者 再雇
 - (2) 1週間につき30時間を超えない時間の所定 労働時間で再雇用される者 時間再雇用職員 第2章 再雇用職員

(任期)

月31日までの1年を超えない範囲内において定 める。

(試用期間)

第5条 <u>再雇用職員</u>には、試用期間を設けないもの とする。

改 正 前 改 正 (任期の更新) (任期の更新) 第6条 第4条の任期又はこの項の規定により更新 第6条 された任期は、1年を超えない範囲内で更新する ことができる。 (再雇用の上限年齢) (再雇用の上限年齢) (同 左) 第7条 第4条及び前条に定める任期の末日は、満 第7条 65歳に達する日以後における最初の3月31日 以前でなければならない。 (中略) (俸給月額等) (俸給月額等) 第11条 再雇用職員の俸給月額は、200,00 第11条 再雇用職員の俸給月額は、次の表に掲げ 0円とする。 る額とする。 俸給月額 210,000円 260,000円 2 前項の額については、従事する業務の内容に応 じて決定するものとする。 2 給与規程第11条の規定は、再雇用職員には適 3 給与規程第11条の規定は、再雇用職員には適 用しない。 用しない。 (手当) (手当) 第12条 再雇用職員に支給できる手当は、次の各 第12条 再雇用職員に支給できる手当は、次の各 号に掲げる手当とする。 号に掲げる手当とする。 (1) 通勤手当 (2) 特殊勤務手当 (1) 特殊勤務手当 (3) 超過勤務手当 (2) 超過勤務手当

- (4) 休日給
- (5) 夜勤手当
- (6) 宿日直手当
- (7) 衛生管理手当
- (略)
- 第13条 再雇用職員の勤務時間、休日及び休暇等 に関する事項については、次条から第16条まで に定めるもののほか、国立大学法人京都大学教職 員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年 達示第83号)の定めるところによる。

(所定勤務時間)

第14条 再雇用職員の所定勤務時間は、1週間(日 曜日から土曜日までとする。) につき35時間、 日につき 7 時間とする。

(始業及び終業の時刻等)

第15条 (略)

(年次休暇)

第16条 (略)

(懲戒)

第17条 (略)

(他の規則等の関係)

第18条 この規程に定めのない再雇用職員の就業 に関する事項については、就業規則の定めるとこ ろによる。

(始業及び終業の時刻等)

第83号)の定めるところによる。

第14条 (同 左)

(所定勤務時間)

(年次休暇)

(3) 休日給

(同

(4) 夜勤手当

(5) 宿日直手当

(6) 衛生管理手当

左)

第15条 (同 左)

(懲戒)

第16条 (同 左)

(他の規則等の関係)

第17条 この章に定めのない再雇用職員の就業に 関する事項については、就業規則の定めるところ による。

第13条 再雇用職員の勤務時間、休日及び休暇等

に関する事項については、次条及び第15条に定

めるもののほか、国立大学法人京都大学教職員の

勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示

後

改	正	前	改	ΙĒ	後
(() す () を ()	2 5 平 3 年者 3 8 5 6 6 6 7 8 6 6 7 8	5 月 かち高改項正昭 号 1 わ同年すの前和づら、右等津に年年の前和づら、右等津に年年の前の4 く 次欄の半よ齢法協行。表に雇平り者律定	第 第 第 第 第 第 2 第 第 第 第 3 論 第 4 準 定 服 学 平 ())))))) 第 1	時間再雇用職員 再雇用職員の基本給日 定) 再雇用職員の時間給日 円の範囲内で、従事で するものとする。 再雇用職員に支給で る手当とする。 務手当 勝手当 終手当 条から第7条までの	は、時間給とす は、900円か する業務の内容 する業務の内容 は、 は、 開定 は、 時間 員の は、 時間 の は は、 時間 の の の の の の の の の の の の の の の の の の

改	正前		
生年月日	年齢		
昭和28年4月1日以前	満60歳		昭以
昭和 2 8 年 4 月 2 日 ~ 昭和 3 0 年 4 月 1 日	満 6 1 歳		昭昭
昭和30年4月2日~ 昭和32年4月1日	満62歳		昭昭
昭和32年4月2日~ 昭和34年4月1日	満63歳		昭昭
昭和34年4月2日~ 昭和36年4月1日	満64歳		昭昭
2 前項の規定は、第6	<u>条</u> の規定により任期を更	新	2

2 前項の規定は、<u>第6条</u>の規定により任期を更新 する場合も同様とする。

生年月日	年齢	
昭和28年4月1日	満60歳	
以前		
昭和28年4月2日~	満61歳	
昭和30年4月1日		
昭和30年4月2日~	満62歳	
昭和32年4月1日		
	N#	
昭和32年4月2日~	満63歳	
昭和34年4月1日		
BTT O A T A D O D	\\\\\ c \ 4 \\\\\	
昭和34年4月2日~	満64歳	
昭和36年4月1日		

正

後

2 前項の規定は、<u>第6条(第21条第1項におい</u> <u>て準用する場合を含む。)</u>の規定により任期を更 新する場合も同様とする。

附 則

改

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行 する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行の日の前日において再雇用職員として雇用していた者を引き続き再雇用職員として雇用する場合における当該者に係る改正後の第12条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。この場合において、第11条に定める俸給月額は200,000円とする。